

第二十二回国会 衆議院 農林水産委員會議録第四十三号

昭和三十年七月十八日(月曜日)
午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君
委員 白濱 仁吉君 理事 松浦 東介君
理事 鈴木 善幸君 理事 中馬 辰猪君
理事 足鹿 覺君 理事 稻富 稜人君
赤澤 正道君 安藤 覺君
五十嵐 吉藏君 井出 太郎君
伊東 岩男君 石坂 繁君
大森 玉木君 加藤 常太郎君
木村 文男君 楠美 省吾君
小枝 一雄君 笹山 茂太郎君
原 捨思君 川村 善八郎君
山口 長治郎君 平野 三郎君
松野 頼三君 松山 義雄君
赤路 友藏君 淡谷 悠藏君
井谷 正吉君 井手 以誠君
石田 有全君 芳賀 實君
伊瀬 幸太郎君 今澄 勇君
川俣 清音君 小牧 次生君
日野 吉夫君 久保田 豊君

出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君
大藏大臣 一萬田 尚登君
農林大臣 河野 一郎君
國務大臣 大久保 留次郎君

出席府委員

總理府事務官 柏原 益次郎君
企畫室主幹 中川 融君
外務事務官 (外務局局長) 下田 武三君
外務事務官 (外務局次長) 原 純夫君
大藏事務官 (主計局次長) 原 純夫君

農林政務次官

吉川 久衛君
水産庁長官 前谷 重夫君

農林事務官

金子 満君
農林事務官 (大田官房) 檜垣 好文君
農林事務官 (農林局建設部長) 大塚 常治君
農林事務官 (農林局建設部長) 大塚 常治君
農林事務官 (農林局建設部長) 大塚 常治君

農林事務官

岡本 貞良君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 岡本 貞良君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 岡本 貞良君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 岡本 貞良君

農林事務官

藤井 信君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 藤井 信君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 藤井 信君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 藤井 信君

農林事務官

徳久 三雄君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 徳久 三雄君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 徳久 三雄君
農林事務官 (水産庁漁政部長) 徳久 三雄君

七月十六日

委員山本利壽君辭任につき、その補欠として加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員中村寅太郎君、足立篤郎君、榎兼次郎君、小平忠君及び佐竹新市君辭任につき、その補欠として安藤覺君、松野頼三君、井手以誠君、小牧次生君及び今澄勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四〇号)
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四〇号)

四一號)

七月上旬の北海道地方の豪雨による農林漁業被害状況について派遣委員より調査報告聴取

農林漁業災害対策に関する件
公海における漁船の拿捕及び韓国における漁民の抑留問題に関する件
韓国抑留漁民の早期送還対策等に関する件

○綱島委員長 これより委員會を開きます。

農林漁業災害に関する件、北海道災害の調査報告を求めます。伊東岩男君。

○伊東(岩)委員 北海道の水害調査団一行を代表いたしまして御報告を申し上げます。内容が複雑でございますので、若干時間をとりましますけれども、特にごしんぼう願います。

今般北海道上川、空知、留萌並びに日高地方に襲いました水害につき、われわれ調査団一行は、去る十一日から十四日まで四日間をわたり、二班に分かれて現地調査を行なつて参りましたので、ここにその概要を御報告申し上げます。

われわれ調査団は、民主党伊東、本名両委員、自由党青木委員、社会党井谷、芳賀両委員、同じく社会党川俣、日野両委員、事務局から藤井専門員、中山調査員が随行いたし、二班に分かれて、第一班は日高方面を、第二班は、上川、空知、留萌方面の調査を行いました。十一日午前七時羽田を出

発、同十一時札幌到着、田中知事以下道庁当局並びに道議會、市町村長代表の方々から被害状況に関する説明を伺い、また陳情を受けた後、現地調査に出発いたしました。

第一班は、本名、青木、井谷、川俣の四委員に藤井専門員を加えた五名をもって調査に当たるとし、なお水害調査のついでをもつて、かねて懸案となつておりました風倒木の処理状況等をもあわせて調査することとしたしておりますので、順路に上ります札幌管内の風倒木被害状況を見るため、錦岡、苦小牧、恵庭、三宮林管内を視察の上、宿泊、翌十二日早朝日高方面に向ひ、門別役場にて日高支庁長から管内被害の概略の説明聴取の上、新冠、静内、三石、秋田、浦河等の各町村役場において説明を聞き、また陳情を受けた上、実地調査を行いました。特に新冠川につきましては、トラクタにて約十キロほど上流にさかのぼり、その間の被害状況を十分に視察いたしました。

日高支庁管内の各河川は六月末から七月にかけて相当の降雨があり、満水状況にありまして、本月三日から翌四日にかけて約十二時間に百数十ミリの降雨があり、奥地山岳部は二百ミリの越えるところもあるほどの豪雨で、しかも日高山脈が海岸近くに迫っております関係上、各河川はいずれも流れが急で、かつ流域が比較的短かく、その上奥地の森林は戦後の乱伐及び昨年の風倒木等のため、その保水性の喪失によりまして、急激に出水いたし、河川をはらんさせ、堤防の決壊、道路の流失、農地の埋没等を引き起し、死者行方不明合せて三十三名に上り、その他土木、産業、住家等の各般にわたり莫大な損害を与え、日高支庁管内のみで被害額は二十七億五千万円に上り、全道被害総額の約三分の一を占めております。

日高地方におきまして、かくのごとく被害を大ならしめた原因として考えられることは、第一に、河川がいわゆる原始河川でありまして、ほとんど改修等をせられたことがなく、かつ最近開拓者がこの付近に入植して、相当に川幅を狭くしたこと、第二に、奥地における風倒木、乱伐等により森林の保水力を減殺したこと、第三に、奥地における降雨量が特に多量に降ること、二時間中に二百ミリ以上が集中して降り、土砂あるいは風倒木等を押し流し、これが堤防、橋梁等に対する破壊力を強めたこと、第四に、河川が一般に急流であること等であらうと存じます。

なお、今般水害により濁水を海中遠くに流出、この地帯の特産物であるコナブ、フノリ、ギンナン草等を土砂をもつて埋没いたし、多大の損害をこうむり、これら埋没物の増設復旧に九千万円以上を要するものと見込まれ、これに対する国庫補助を強く要望されております。

次に第二班の調査について申し上げます。第二班は伊東、芳賀、日野の三

委員に中山調査員及び農林省農地局小野事務官を加えた五名をもつて編成、主として空知、上川及び留萌の三支庁管内の農作物及び農林水産業施設災害並びに風倒木の被害等につきまして現地調査を行いました。第一班の御報告の際にも申し上げましたごとく、去る七月三日から四日にかけての大雨は、石狩川上流で二百四ミリの留萌支庁管内では最高二百五十ミリの達し、さらに奥地山岳部におきましては、それ以上上ったものもあったと推定せられ、当地方におきましては近年まれに見る豪雨でありました。このため、石狩川本、支流を初め天塩川、留萌管内の各河川はいずれも大はんらんを起し、各所に堤防、道路の決壊、橋梁の流失、農作物の冠浸水、耕地の埋没、農林水産業の施設の損壊等多大の損失をこうむり、これらの被害総額は六十数億円と推算せられております。また今次水害のため災害救助法の適用を受けた市町村は全道で二市二十四町村に達しておりますが、このうち空知管内七町村、上川管内一市九町村、留萌管内一市三町村、計二十一市町村に上っている事実によつても、被害の激烈さが御想像願えと存じます。私たちは札幌から旭川に至る石狩川沿線、旭川より和寒、剣淵、士別、多寄、風連、名寄に至る間の天塩川並びに石狩川支流の地域、並びに留萌支庁管内小石川流域の被害状況をつぶさに調査いたしました。さらに層雲峡方面におきましては風倒木の被害状況につきましても実地調査を遂げたのであります。御承知のとく、石狩川は石狩山系に源を発し、石狩平野を蛇行して日本海に注いでおり、本道最大の河川ではあります。

日高方面におきまする諸河川と同様に、原始河川の様相が濃厚でありまして、改修はほとんど施行されておられません。また天塩川及び留萌管内の小石川に至りましては、いずれも原始河川そのまゝの姿を呈しており、これらの事実が今次水害の被害を特に激甚にした理由であると考えられますので、本道におきまする水害対策といたしましては、河川改修に重点を置くべきことと造林の促進に期すべきことを特に痛感いたしました。なおまた開拓者の入植に当りましては、河川との関係を十分に考慮いたし、治水上に支障を与えないよう配慮するとともに、出水等の場合損害をこうむり、または万が一にも犠牲者を出すこと等のなきよう格段の注意を払う必要があると存じます。

七月十一日現在、北海道庁の調査によりますと、今次水害の被害概況は、死者二十一名、行方不明二十五名、負傷者七十七名で人的被害の合計は百二十三名、流失、埋没田畑六千九百九十八町、冠水五万一千四百町歩、これらの被害金額は三十三億一千七百六十四万円、農業用施設被害四億七千六百九十四万円、林業被害四億九千二百三十八万円、水産被害九千五百万円、その他土木、商工、鉱業等の被害を合算いたしますと、実に九十五億五千八百万円に達するのであります。

次に、現地側の要項事項といたしましては、各般にわたる詳細な陳情がございまして、私どもが特に速急に実現を期すべきものと考えましたのは、一、被害農家の再生産を確保するための、肥料、種苗、飼料等の生産資材の購入資金その他農業経営に必要な資金、並びに農業協同組合の所有または管理する肥料等の在庫品の流失、損壊等により被害を受けたものの再購入に必要な経営資金の融通に関する特別措置を講ぜられたこと。

二、本道は昭和二十八年の冷水害、昨二十九年の台風及び冷水害を受け、本年さらに今次水害となり、連年災害を受け、しかも一毛作地帯であります関係上、災害による打撃は他の地域に比して特に深刻でありますので、従来災害を受け経営資金の融通を受けたもので、本年さらに災害をこうむり、本年度分償還金の償還困難なものについて、猶予の措置を講ぜられたこと、なおこの金額を道庁側は約一億九千九百万円程度と推定しております。

三、前に申し上げましたごとく、今次水害により日高地方におきましては、コンブ、フノリ、ギンナン草礁が多量の被害を受けましたので、これらの養殖施設の復旧について農地等と同様の国庫補助を受けられるよう農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正を行われたいこと。

四、被害農林漁業者者に資金融通を行う場合、その融通資金から旧債を差し引かれることのないよう特段の考慮を払われたいこと。

五、自家食糧の不足する被害農家に對しては、昨年冷害の例にならない、政府手持ち食糧を特別価格で払い下げの立法措置を講ぜられたこと。及び昨二十九年の冷害被害農家で、特別価格により米麦の売り渡しを受けた農家で、今次水害によりその代金回収の困難なものであることは、代金納入期限の延長をはかられたこと。

六、農林水産業施設の復旧事業については、つなぎ資金融資の方途を講ぜられたいこと。

七、農業共済金の早期支払いを実施せられたいこと。

八、被災地における橋梁その他公共または共同利用施設の復旧、家屋の復興資材として、市町村に對し国有林風倒木を特別価格で払い下げを実施することともに、売払い代金について無利子、無担保により一か年間の延納措置を講ぜられたいこと。でございます。

なお北海道は一毛作地帯でございますので、被害耕地の代作、跡作もほとんど不可能に近く、ただわずかにソバ、あるいは大根等の蔬菜だけがかるうじて跡作が可能であるかとせられておる状況にございまして、同じ被害でありましても、他の二毛作、三毛作の可能な地帯に比して、その及ぼす影響ははるかに深刻でございます。従いましこれら代作、または跡作用種苗の確保に格段の措置を講じますとともに、飼料作物が冠浸水により不足している農家も相当多い状況でありますので、なかんずく、粗飼料の供給確保に意を注ぐ等、あらゆる努力を払いまして、本年中にできるだけ被害農家の収入をはかることが肝要であります。

北海道は昭和二十七年十勝沖震災以来、冷害、風水害等の天災年々相続き、被災農林漁家の困窮は想像に絶するものがあるかと存じますので、以上申し上げました諸対策をすみやかに、実現せられまして、これら被災者の経営の維持安定を期するとともに、本道農林水産業生産力の維持向上に資せられんことを希望いたし、以上簡単でありますが、私の報告を終わります。

なお風倒木の被害に関しましては、別の機会に林業小委員長から御報告があるかと存じますので、ここでは省略いたします。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○川村(善)委員 ただいま伊東団長から北海道の災害につきましての御報告があり、さらに対策についての御意見が発表されたのであります。私はお伺いする前に、本農林水産委員会から北海道の災害調査のために、この炎暑にもかかわらず、わざわざおいで下さいまして詳細御調査下され、本日御報告下さいましたことにつきまして、北海道出身の議員として心から感謝の意を表する次第でございます。ただいまの御報告によりますと、その被害は甚大であることは、もうすでに皆様御承知のこととあります。この災害の復旧、さらに再生産の面でのいろいろ御意見がありました。この際一点だけ大久保開発庁長官にお伺いしたいことは、御承知の通り今度の豪雨による災害地帯は、昭和二十七年以来地震による災害あるいは暴風雨による災害、さらに今度の水害等で連続四か年にわたつての災害地帯でございます。従いまして罹災者はどん底まで追い込まれておることは申し上げるまでもございませぬ。この災害復旧と、さらに営農あるいは漁業の復活等につきまして、は相當に努力を続けなければならぬことは申すまでもございませぬが、幸い今回農林水産委員会が天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案を議員提出いたしました。今審議中でありまして、この内容はまことにわれわれの期待に沿うものでございまして、遺憾ながらこ

ません。これは不正きわまるものです。上流の水勢を変えなければならぬ、これは道費河川であるから道庁が

やるべきであるのに、それを飯桶をかけるというようなことは、もしもあなたが言われるような企画官庁であるならば、道庁に消費河川の上流はすみやかに切りかえて元の本流に直すべきだというような指示があつてしかるべきだと思ふ。あるいは実施官庁であるならば、あなたの方で請け負わした請負人がおりながら、入金が多数おりながら、器材を運んでおりながら、再

び流れるおそれがあるからかけないということになったら、仮橋の必要はないのじゃないか。仮橋でありますからそれは流れるかもしれません。しかし流れるまでもかけなければならぬ義務をあなただけは持つておられるのではないかと思う。一体監督者を置いておいて、われわれ調査に行ったときに逃げさせたというのはどういうわけか。行方がわからぬ。いやしくも公務員であ

る以上は、行き先が明らかでなければならぬ。どこに行つたかわからぬというようなことがありますか。病欠でもあるなら別です。出張でもしておるなら別です。監督の者がどこに行つたかわからぬというようにことで十分にあなただの仕事ができると思っておりますが、この点明らかに御答弁願いたい。

○大久保国務大臣　今回の災害の中で一番ひどかったのは、何といつても新

冠川を中心とした地点であるようです。私は現地に行きませんけれども、写真で見ても実にひどい、一番ひどかったと思うのであります。人の死傷も、道路の損壊も、橋梁のこわれたのもここが一番ひどいので、道庁とし

ては絶力をあげてこれをやっておると
いう二、三日前参った知事が来ての話
でありましたけれども、ただいまのよ
うな落度があるとすれば、さつそく今
日電報なり電話なり手配いたします。
そうしてあなたの満足がいけますよう
な措置を講じたいと思います。どうか
御安心をお願いいたします。

○川俣委員 私満足のするのではな
い。私は帰ってきているからいいです
よ。決して言葉じりをとらえるのでは
ない。国道ですから交通のひんぱんの
ところなんです。少くとも徒歩で連絡
できるような仮橋くらいはすみやかに
作ってやるのが至当だと思ふ。流れる
から作らぬということになったら、北
海道のどこでも流れないような橋はめ
つたにない。仮橋でありましたらそれ
は永久橋を作れるというのではない。徒歩
連絡、リヤカーの連絡くらいできるよ
うな仮橋をたくさん作ってやるという
ことが急務なんです。これくらいい
でなければならぬではないですか。上
流の河川統制をしなければもう一べん
流れるからやめておくんたというよう
なことでは、請け負わせた意味はない
のじゃないか。それは綱紀の顛倒です
よ。しかもその責任を追及されると思
つてかどうか知らぬが、責任者の行方
がわからぬというようなことは、はな
はだもってけしからぬと思ふ。最善の
努力をお願いいたします。

害が起きた、過年度災害に対して、町
村が責任をもつて立てかえ工事を行
うに竣工したものに對して、いまし
だに国の交付金が参らないというこ
とでさらに今後立てかえ工事をいたす場
合における苦衷を訴えておつたわけだ
す。この一部の中には非常に誤解があ
ることは私も認めます。第一次の
査定でその査定通りということによつ
て減額されておるのを知らずに、まだ
来るものという誤解をしておる向きも
ないわけではないようでありまふ。し
かしながらい今後起つてくるべき問題
として非常に注意しなければならぬ問題
として、最近大蔵省が財務当局に對し
て出した通牒なるものがあるようで
あります。これは今までは財務省が大
体認定したものを、認定書と申しま
す。県あるいは町村の工事に対して大
体査定認定を与えた書類を添付して中
央にこれを提出する、こういう形式で大
蔵省の認定をつけておる。ところが最近
大蔵省の査定があるまでは現地の財務
局が勝手に認定してはいかぬという通
牒を出したということなんです。これ
は実にけしからぬことだと思ふ。中央
でもって大蔵省が現地の状態もわか
らないで、何のために一体財務局とい
うものを置くのだ、財務局は現地を見
てこの工事の見積りが正しいか、正し
くないかという判断をさせるために、
地方に財務局並びに財務部を各県に置
いているわけなんです。突進調査のため
です。突進調査が当てにならない、大
蔵省の査定がなければ認定してはいけ
ないというような通牒を出されたとい
うように聞いているのですが、大久
保国務大臣はこれをお認めになりま

すかどうか、この点をお伺いいたし
ます。

○大久保国務大臣 その通知を出しま
したかどうか、それは私はよく存
じませんですけれども、北海道の災害
に限つてなるべく早くやりたいとい
うので、場合によつては財務局の査定
にかんして関係なく本省において査定を
しようとする意向であるということ言
つておりました。従つてさきに申しま
した通り、もうすでに北海道庁からも
土木災害についての申請は来ておりま
す。もう大蔵省の査定に入つておりま
す。二、三日中にそれもきまることと
思つております。

○川俣委員 これが開発庁長官のよう
な答弁でありますならば、真実のもの
でありますならばあえて私はこれを問
題にしない。ところが大蔵省に交渉して
みますと、財務省の認定を受けてな
い、すみやかにとつてこなければなら
ぬ、すみやかに、一方ではこう言ひ、ま
た財務省に對しては、本省の査定ある
までは認定するな、こういうようなこ
とをやつていろいろ事をおくらせる一
つの手段として使われておるのではな
いかという懸念があるわけなんです。す
みやかに処置するために財務省の意見
を聞いて、そして大づかみにつかんで査
定をするという最も緊急処置としてや
られるのでありますならば私はあえて
了承する。すみやかにしてしかるべき
だと思ふ。しかしながらこれは国務大
臣が行かれれば別ですが、道庁の者や
各府県の者が行った場合に、財務省の
認定がないじゃないか、書類が完備し
てないじゃないか、こういうことでの
泥士が流れたかという通牒

を出して、査定があるまでは認定する
な、これはとんでもないことなんだ
す。すみやかに調査をしなと命するな
らば別です。ところが査定するなん
て、大蔵省は査定できるわけはないじ
やないか、現地の認定なしに査定なん
かできるはずはない。ですから査定が
認定があるまで便法として大蔵省はこ
ういう方法を講ずるというならばけっ
こうなんです。この点どちらと思ひま
すか。

○大久保国務大臣 さき申しました通
り、そういう通牒を出したかどうかわ
かりませんが、要するに目的は、早く
融資が決定できればいいだろうと思ひ
ます。この点はよく含んでさつそく大
蔵省に申し入れます。

○川俣委員 新冠川のはんらんの原因
をわれわれはどういうふうに見てきた
かと申しますと、それは旧御料地であ
りまして、森林がうつつそうとして茂
つておつた。ここに開拓が入つた。新冠
川の下流の状態を見ますと、土砂とい
うよりも、あるいは堆積というより
も、むしろ泥土であります。

〔委員長退席、足鹿委員長代理着
席〕
この上流をつぶさに見ますと、開墾
された人々が地勢にうとくいたしまし
て、小さな沢あたりも埋めて開墾をい
たしておるところがあるわけでありま
す。小さな沢でありまふから、たまた
た水が畑を一丈も一丈五尺も侵して本
流に流し込んでおるというような状態
で、新冠川の河口を見ますと、砂でな
くて土が相当上つておる。私も九
日、十日に参りましたが、まだ海が泥
海になつておる。これでいかに上流の
泥土が流れ入つたかということがわか
る。従つてほんとうは開墾いたします
場合におきましては、これは原始河川
でありますけれども、先に川の形態を
考え、それから道路計画をし、その上
に入植させるというような方法をとつ
て参りませんければ、地勢に暗い者
が、河を調べて、小さな川などで時に
は水が溢れて、これはもう川の価値
がないのだということ、せつやく
そこを畑にしたのが多く流されてお
る。こういう状態を見ますと、これは
入植の指導、開拓の指導が非常にま
かつたのではないかと、開拓者にはと
にかく一定の土地を与えなければい
ない、こういうことで非常に無責任に与
えたのではないかと、これが懸念さ
れる。ところが一方旧御料地時代から
その地方におりました者は、そういう
水害を巧みにのがれるような場所
と——これは前からおつたせいもあり
まふ、あるいは住宅の配置からいしま
しても、あるいは土地の条件からいしま
しても、非常に水害を免れるような状態
の場所におる。こういうことから見ま
しても、無責任な入植が行われたので
はないか、こういう感じがいたすので
あります。将来北海道のような広範
な地域に對する開拓者の入植等につ
いては、こういう点についてどのように
御指導になるお考えでありますか、も
しお考えがあらまふれば、この際明ら
かにしていただきたい。

○大久保国務大臣 北海道におきま
す入植者の扱い、これはほんとうをい
えば農林省の所管で、入植課というの
があります。そこでやつております。
ここから北海道の道庁に向つて指図を
しておるような実況でありまして、横
から私があり意見を言ふのもどうか

と思いますから、その点は農林省の方からお願いしたいと思ひます。

○川俣委員 これは決して言葉じりをとらえるのではない。前は北海道開発計画をおやりになる、こういう御答弁でありましたから、計画であれば将来の計画がなければならぬはずだ、こういうのです。実施官庁ということになりますれば、これはまた別でござい

ます。農林省が入植の方あるいは開拓の方をやっておくことは十分この農林委員会は存じております。従つてそういう言葉じりをとらえるのではなくて、やはり一つの北海道開発計画というものの中には、どういう入植の仕方をすべきかということがなければならぬはずじやないか。どういふ実施をするかというところは農林省がおやりになる、あるいは北海道が委託を受けてやるということがあり得ると思うのですが、もしもこの点御答弁ができれば御答弁願ひたい。

○大久保国務大臣 いや、ここに農林省の方が見えていますから、農林省の見えているところであります。出過ぎるのいゝかと思つてそう言つたのでございませうが、計画をするときには何戸ぐらいここに入れるという相談は当然ございませう。いよいよ実地の調査になりますと、さつき話しました通り、農林省から北海道庁に向つてやるのでありますけれども、いずれにせよ、目的は北海道の開拓と人口の増殖にあるのでありますから、なるべくよい人が行つて、よい農業の発展ができますように十分に注意いたします。と同時に、ここに今後機械公団その他によつて北海道の石狩その他が開発されることになるのでありますから、ここに入植する

人の入植については、より一そう入植の正確を期さなければならぬと考えるのであります。

○川俣委員 私の質問を誤解されておるのです。まず河川に対する対策を講じ、あるいは道路計画を立てて、その上に適地に入植をはからなければだめではないか、そういう基本方針くらいは立てられないか、こう申し上げておるのです。原始河川の上流に、あるいは下流に土地があるから、これを開拓するんだというふうな、無方針な、災害が再び起るような状態を助長するやうな開拓の仕方は好ましくないのではな

いか。原始河川——これは原始河川といひましても、あそこが御料地であつた場合には、大した災害を与えてなかつたやうである。過去の河川の歴史を見ましても、あれほど荒れたことはな

い。あの上流にあればだけの雨が降りましても、荒れたことがなかつたといふことは、御料地としての管理が、河川を荒らさないやうな処置をとつておつたからである。そこに入植が行われるといひますれば、河といふものは、原始河川のままでおかれたいという状態が生まれることは、あまりにも明らかであつた。その対策を怠つておつたのではないか。従つて上流地帯にう

うといふことにならなければならぬのではないか。旧河川のところへ国道を作る、それはちやうど水勢がそこへ行く場所にならぬやうな道路を作つておるというやうな場合もなきにしもあらずです。従つて道路計画も河川計画もやはり並行的に考えながら開拓、開拓といふものを考えていかなければ、今後再び災害を繰り返すおそれがある。これは新河川を見ての感じですが、これからの開発計画の中にそういう点を入れ

ていかなと、いたずらに入植者あるいは開拓者に犠牲をかけなければならぬ、開拓者ばかりでなく、下流における従来から住まいをしておる人々にも迷惑をかけなければならぬといふやうな結果になるのではないかといふことをおそれるがゆゑに、この際計画を明らかにすべきではないか、こういうことだ。

○大久保国務大臣 よく意味がわかりました。従来の入植は、あるいはそういう弊害があつたところがあるかとも存じますが、今回の新河川の洪水を一つの参考にして、河川の改修なり、道路の改築なり、あるいは治山治水、いろいろ総合的に研究した結果、なるべく適地に入れるという方針をとりたいと存じます。

○木村(文)委員 川俣委員からいろいろお尋ねがあつたやうであります。こういうやうな質疑が出るということの根本は、開発庁のいわゆる機構あるいはまたそのあり方、こういうたやうなところが私に一番問題であらうと思つておられる、その根本の問題を究明しないでは、その計画は関係庁には徹底しないと私は思う。そこで私の研

究をいたしました、またこれまでいろいろ試案を作つてみたり何かしたところから考えてみますと、究極のところは開発庁が実施官庁になるということであると思ふ。もしかりに実施官庁になれないとするならば、これにかわるべきところの何らかの法的な国としての措置を、大久保大臣の政治力をもつてしてなければ私ではできないと思つて

です。大いに期待をかけたものであります。おそれる私にいたしたのであります。おそれるこのためにどんなに大久保長官の下に働いておられる役所の人々が悩んでおられるかといふことを、私はまのあたりに見まして、同情にたえないのであります。大久保大臣は実施官庁にするだけの決意を持つておられるかどうか、これが一つ。

いま一つは、もしそれができないとするならば、開発庁の使命を果し得ない、こういう私の見解であります。それから、もしそれにかわるべきところの臨時的な措置でもいゝから、公的な面を持つところの措置を講ずるお考えがあるかどうか、これが第二点。

第三点として私のお尋ねすること、大久保大臣でなく農林政務次官に尋ねたいと思ひますが、農林政務次官は昨年以來おそれるこの問題にも触れておられると思ひます。ここに長い間農林委員をしておられた吉川次官でありますから、このこともよく御心配されておつたはずであります。従ひまして今その衝にあるのでありますから、この問題についての協力の面を持つかどうか、またそれを持たせることによつて、北海道は日本の経済の面から見ても、また防衛の面から見ても、現在の日本としては宝庫であるとともに国防

上の重要な地点である、また漁業の面から特に私は考えさせられる。こういう面から考えまして政務次官は、大久保大臣にも決意があるとするならば、これに対する協力の御意思があるかどうか。この三点についてお尋ね申し上げたい。

○大久保国務大臣 開発庁の機構の問題につきましては、各方面から問題が起りまして、質問も始終受けております。私の考えは、あなたの言われる通りやはり実施官庁にする目的をもつて進めなければならぬ、こういう考えを持つております。今日の開発庁は、計画をして予算をとるけれども、予算の執行は自分でやらない。農林省は農林省がある、土木、河川、港湾等の関係は建設省あるいは運輸省がある。だから浮き上つた官庁といふやうな感じがする。そこでこの予算執行に当り、そして國のために尽すというものが公務員の本領でなければならぬ。ところが今日の制度においては遺憾ながらこれができていない。しかしながら今日の実際の様子を見ますと、北海道には北海道庁という自治体が発達しております。これも無視できない。また中央におきましては今申しました通り、農林省は全国の農業を目的として計画しておるのであります。この点も無視できない。建設省も全国の河川、港湾、道路を目的としておるのだからこれも無視できないといふやうな点も考慮に入れなければならぬので、何らかの方法を発見して実施官庁たる実質をあげたいといふ希望を持つております。この点だけお答え申し上げておきたいと思ひます。そのほか第二点

しまして、これに伴う農業災害が突に激甚をきわめております。なお九州、北海道等につきましてもそれぞれ調査団が派遣されまして、詳しくこれは当

委員長に報告されておるものであります。それについて特に地方の強い要望であり、またわれわれもそれを行うことによつて災害対策ができれば上るものであると信じます点は、まず今年の四月の凍霜害及び水害に対する措置と同様な低利資金の特別措置を講じなければならぬということであります。第二は、農地及び農業用施設災害の査定をすみやかにして国庫補助金の交付を迅速にするのと同時に、それまでの間におけるつなぎ融資を直ちに実施することであると思うのであります。第三は、今回の災害被害は日本でも空前の

に、今度の災害地域に日本でも有数の米産地であるという点から考えまして、これらの代用作としてのソバ、大豆、種子等の確保につきましてあつせんをすることともに、購入費を助成せられたい。第四としては、水害の次に当然予想されるいもち等の稲作についての病虫害の防除について薬剤の購入費を助成せられたい。第五としたしましては、災害防除事業分についての農林漁業金融公庫融資のワケを確保せられたい。

たい。こういうことが地元といいたしまし
 たい。この熱烈なる政府に対する希望であ
 るのであります。

これらの問題につきまして、すでに
 災害が起りましたから十数日を経過し
 たしておる状態でございまして、ある
 いは二十日も過ぎておるところもある
 のでございしますが、政府当局とい
 しましては対策がすでに立てられてな
 ればならぬと私は考える。そこで大蔵
 当局といしましてどういう対策をお

持ちになつておるか。なおこれらの対策につきましては東北、北海道、九州等とともに一つの立法措置を講じまして、それぞれ以前の災害と同様な対策をとらなければならぬとわれわれは考へておるのであります。大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 各地に風水害がありました。まことに御同情にたえないのであります。大蔵省といつたしましは、まずとりあえず今お話のありましたつなぎ融資を迅速にして上げた、かように考えまして、これはすでに実行したのもあります。従来のように大蔵省が現地で調査いたし、一方また建設省も御調査をする、そういうようなものを寄せ集めて、またいろいろと長い時間を打ち合せるというやうなことを今回は取りやめまして、大蔵省に一本にしまして、ここから資料並びに写真が来た場合に、それに基いて査定をしまして、とりあえず早く、あとでゆつくりやるものはやつてよろしいから、とりあえず概算的に出す、こういうやうな方針でとりあえずいたしておきます。

なおその他のいろいろな項目についてお話がありました。これはそれぞれ所管省において十分調査もなさつて、大蔵省に關係のあることについては御相談がある、かように考へてゐるやうなわけでありませう。

○安藤(覺)委員長代理 芳賀貴君。

○芳賀委員 大蔵大臣にお伺いたし、今までは毎年のように災害があるわけですが、自由党の内閣の時代においては、必ず激甚なる災害に對しては、政府は災害対策本部を設けて國務大臣が本部長に當つて、各省ことの

災害に關係のある対策を統一して、そのうして迅速なる復旧等に對する処置に出た、これが前例であります。

ところが民主党内閣の場合においては、これは先日私は質問したわけでありませうが、今度の春以来の災害等に對して、何ら政府の統一ある災害対策といふものが講ぜられていないのであります。すでに水害だけに一例をとつては、六月の上旬には九州、六月の中旬には東北四県の大水害、それから七月の上旬には北海道の水害、こういうふうな相次いで水害が起きている。しかも例年よりも水害が早く来ているのであります。今後こういうやうな不幸な災害といふものが相次いで起きないとも限らぬわけですから、このやうな大きな災害に對しては當然政府の責任において災害対策本部等を設けて、統一ある施策を行はれることが非常な問題の處理の上からいつても、均衡のとれた対策を講ずるという場合にも、非常に効果的であるといふやうに考へてゐるわけでありませうが、この際大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思つてあります。

○一萬田國務大臣 ごもつともな御意見であるのであります。これは情勢の次第にもよることと存じます。今回はそういうふうになつてゐる、かえつて迅速にやつた方がよからう、やれるだらうといふことで、むしろ關係官庁と十分連絡はとつてゐるのであります。なお今後の情勢によつては、お説のやうなふうにした方がよいとも思ひます。今のところまだそこまで政府としては考へていないわけでありませう。

(安藤(覺)委員長代理退席、委員

長齋席)

○芳賀委員 そういたしますと、今後は問題を迅速に解決するためには、災害対策本部のやうなものを設けなくとも、各省ごとに大蔵省が積極的に話し合ひをして、そのうして處理をしていくというわけですか。——そこでお尋ねしたいのは、今までは災害対策本部等を設けてやつたかといふと、これは災害に對する大蔵省の態度が非常に冷淡過酷であるといふことが今まで言われておつた。各省ごとに折衝した場合ではなかなか思ふやうにいかないわけですから、それで一応連合軍を形成して、大蔵省に對しても積極的に財政の支出等をやらせるやうにしようといふところに今までは災害対策本部を設けた一つの理由もあつたといふやうに考へるわけですが、ただいまの大蔵省のお話によりますと、今度は今までの態度を変えて、大蔵省は災害の處理に對しては積極的に動く、そういうお考えですか、この点を明らかにしていただきたい。

○一萬田國務大臣 今日のところでは、建設省並びに農林省中心でよろうといふことになつております。大蔵省としては、むしろこれらの省から御相談がありますれば、迅速に事情を處理していく、こういう態度をとつております。話し合ひでうまくやつていこう、こういう考え方であります。

○芳賀委員 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、大臣の災害に對する認識は、今年度の春以来のおよそどのくらいの被害額が全国的に累積しておるか、その点は大ききば把握されておるか、思ふのですが、これを一応公共土木關係とかあるいは農業關係の災害とか、そ

ういふやうに大別して御説明願ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 数字に基いて申し上げた方がよいと思ひます。政府委員からお答えいたします。

○原政府委員 七月十日現在の数字をただいま持つております。刻々新しいのが入るわけでありませうが、これで申し上げますと、建設省關係では、中心になります土木災害の被害が九十八億圓、その他特殊災害、直轄土木災害を含めまして百二十億圓、運輸省關係では港灣でありませうが四億圓、農林省關係では合計で五十九億圓、總合計が百八十四億圓といふやうになつております。

なお昨年と比較して申し上げますと、昨年の七月十日現在といふのはないのでございますが、公共土木のただいまの九十八億圓に對比されますものが、五月以前の災害、六月の災害、これを合せまして百七億になつております。七月の災害は六十八億になつております。その一部が加つて對比されても報告が到着、未到着があります。これは、ほぼ昨年に近いかどうかといふやうなところでございます。

○芳賀委員 それでは具体的な点になります。原次長から御報告になつた災害に對して、當然政府の責任においてこれを處理するやうな問題もあつてゐるわけですが、現在までの程度具体的に、災害に對しての対策あるいは先ほどのお話のあつたやうなつなぎ融資の問題とかいふものを実行に移されてゐるか、その点をできるだけ詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 大蔵省として、つなぎ資金を出しております。また當農資金をお世話する、こういうことになつております。

○芳賀委員 数字をあげて下さい。

○原政府委員 数字のことでありませう。當農資金につきましても、先般一億一千五百萬圓出してあります。當農資金にしましては、御承知の通りある時期までの分についてはすでに政府提案をいたしてあります。その後災害が加つたので、政府提案の金額四億幾らの限度額を置いてあります。それを御修正いたしたいと思つておりましたが、ちやうど議員立法で同種の法律案をしばらく長い期間についてきめようといふやうな動きがありますので、そうなりますと政令指定でできる。これは御承知の通り被害の統計を見まして計数が自然に査定されて参りますので、それによつていふやうに考へたわけでございます。

○芳賀委員 ただいま原次長から、當委員会に今付託になつておる天災等による農林災害の融資の問題が出たのですが、そういったと、大蔵省はあの法律案は通過することを期待しておられるのですか。

○原政府委員 その通りでございます。當農資金の關係の法律案に、政府もはつきり同意を申し上げて、通過しても異存はないといふやうに申し上げておきます。

○芳賀委員 大蔵省は今までは議員立法に對して賛成の旨を表明したことは一度もなかった。今度の場合は、まだ當委員会が審議が始まつたばかりの程度です。特に与党の民主黨はこれに對しては同調できないといふやうな意思を伝えておる。大蔵省が融資法案だけ

に對し、ことさらに賛成とか期待を持つておるというのは、何か理由があるのだと思うのですが、その理由なるものを一応参考までに述べていただきたい。

○原政府委員 反対が多ければ必ず反対というのは非常におかしなことで、少数でもよい。従つて賛成しておるのであります。この當農資金は、今まで臨時災害がありますれば政府側で相談して出しておりました。これとは御同意申し上げておるのであります。同意の例は、先般の積雪寒冷地帯の延長法も同意いたしております。なお當農資金ではだいたい御修正の際には国会法第五十七條の三によりまして、なお意見を聞いていただきたいと思ひます。原案は、はつきり政府は御同意申し上げておるわけであり

○芳賀委員 だいたい大蔵省も前進したように考へておるのですが、そこで大蔵當局に聞きたい点は、昭和三十年度の災害査定基準というのは、これは大蔵省が中心になつてきめられると思ひますが、現在その査定基準はできておりますか。

○原政府委員 査定基準といひますか、何といひますか、形の上できちんとした文書にしたものではございませんが、御記憶の二十八年災を中心にして、だいたい水増し不正があるという声が強、検査院や行政管理局の指摘もございましたし、また財政當局といひましたし、まあいふ大災害の際には、率直に言つて、あまりせいたくなら復旧工事をやられてはともかなわな

いという意見も申し上げて参りました。いろいろ実地について所管當局が一緒に御勉強した結果、大体そういう点について意見が一致してきて、二十八年災の再査定額も固まりましたし、また今後どうやるかということについても、大体関係各省の感覚が一致してきておるというふうな状態になつております。文書ではつきり要領というふうな形にはいたしてなかつたかと思ひますが、大体そういう状態であり

○芳賀委員 私の承知している範圍では、大蔵當局がこの査定基準に對する態度が未決定であつたために、特に本年度の災害の調査等に對しては、これは全く放置されておる。こういう事実を私は聞いておるわけですから、それは大蔵當局は否定することはできないと思ひますが、いかがですか。

○原政府委員 大蔵省が方針について異議をとないというから査定が始まらないということではないと思ひます。御存じの通り査定には相当の日数と人員を要しますので、その陣立てをして各省が出かけられる。その陣立てが若干日数を要することであると思ひわけで、決して基準がきまらぬために出られないというふうなことではないと考へております。

○芳賀委員 出られないというわけじゃないのですが、出ても無意味になるのです。一番肝心な大蔵當局の態度が未決定の場合は、関係省だけが出て現地を調査してもこれは最終決定にならないわけですから、ですからこの際大蔵當局はいつまでに態度をおきめになるか。ことしの災害はもう全部はおかふりて過すのかどうか。その点は大蔵大

臣を通じて明らかになさつたらどうですか。

○綱島委員長 この際お諮りをいたします。ただいま天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案及び台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案の両案を一括して議題といたし、審議を進めることにいたしますと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○綱島委員長 ではその通りきめまして、以下これを含んで御審議をお願い

○一萬田國務大臣 今のお話の何は、やり方が関係省と一致いたしましたから、迅速にやれると思ひます。

○芳賀委員 大事な点なんです。災害の査定はできないのです。では態度はきまつたというのですか。

○原政府委員 そうでございます。御心配はございません。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、今次災害等に對して、われわれは委員會を代表して各地の調査を行つたのでありますが、各地においてことごとく一致していただける点は、今までの災害に對する國の補助金の交付が非常におくれておる。たとえば二十八年災害等に對しても、ある地方においては全然交付がないということも聞いておるわけですから、それでいろいろ内容を掘り下げた場合に、現地において承知しておる補助金のまだこない額と、大蔵當局が未交付になつておるという額とが必ずしも一致しておらないわけですから、この点は將來地方議會の、特に地方財政の面等に對して非常な迷惑をかけるようなことになると思ひます。都道

府県や町村においては、まだこれだけ中央からもい分があるということ考へておる。ところが大蔵當局に言わすと、もうそれはほではないのだ。もう大部分終つておるのではないかと。いうこともあるらしいのです。そこで申し上げておきたい点は、これは査定をする場合も、農林省あるいは建設省と大蔵省の出先である地方の財務部は、必ず共同して、立ち会つて最終査定をやつておるはずなんです。それが最終的なものであるというふうに地方では考へておるのですが、その後大蔵省が大蔵省独自の立場において、もう一つ別な最終的な査定を行なつておるかどうか、その点が非常に不明確でありまして、この際明らかにしていただきた

○原政府委員 昭和二十八年度の問題で大分経緯がある問題でございますが、私から答へさせていただきます。千五百六十五億という数字があり、後二十九年度予算では千億億あり、従つてただいま芳賀委員のおっしゃいましたように、現地において査定結果と思つておられた額と非常に違つてきた。そこで数字を徹底的にきちんとしなければいかぬということで、一年間、関係各省と私どもといひろ突地にも勉強いたしましたし、議論もいたしました結果、最終的に今回ましまりました。そのましまりました各省の査定額をもとにして三十年度予算は組んであるということでございます。まあそれでも各地方は当初の査定額でいつてもいいという考へがござい

再査定額が当初の査定額より下回るといふものが多いので、おっしゃるような不満が出るわけでございますが、これは先刻承知の通り、検査院がある程度調べたら非常に多額の不正不正が出た。行政管理局でも相当額の不正不正が出たというふうなこと、ああいうえらい、近年においてはわが未曾有の大災害の年でありまして、請求者の側も非常に混乱する、勢い間違ひも起るし不正も入るし、不当も入るというところで、そういう意味では洗いなおす必要はある。人間の能力から申しましても、限られた通常の年の災害の査定をする、しかもそれは全部でなくて、三割四割という程度の調査をするという前提でございます。査定官が、あの大量の仕事をするのはとても、人力をもつて二、三カ月の間にやるといふようなことは絶対にできないことである。そういうふうな意味で見直しのことは当然であつたわけでありまして、さらに大蔵省側といたしましては、復旧いたします場合に、これはおもに建設関係であります。農業施設でもありと思ひます。原形復旧あるいは超過工事まで認めるかという段になりますと、われわれ超過工事もある程度認めて、再度災害にやられないようにという気持には同感でありますけれども、財政力と財政需要、つまり前古未曾有の大災害が起きた年の災害復旧を、もう二度と災害にやられないようになつたものにしようというふうなことは、とても財政上できないというふうなことで、いわゆる超過工事についても最低限がまんできるところでやつてほしいというふうな、われわれの立場からする御要望も

申し上げてあります。それらのゆえに再査定を行われ、いろいろ議論が行われまして、各省の査定額がきまつたといふことでありますので、この再査定額は、厳密に申しまして、個々の箇所を全部見て再査定したといふのではございませんで、ある程度は想定も入っておりますから、今後各県等においてこまかい作業が必要だと思ひますが、そういう趣旨のものでありますので、地方も新しい査定額の線において御納得願うようにいたしたい、御納得願える実質的な理由は立てて数字を出してあるつもりでございしますので、さよう御承知願ひたいと思ひます。

○綱島委員長 芳賀委員、もう大体制当分の時間が来ておりますから、そのお含みで……

○芳賀委員 もう一つ、地方に対しては実に重大なことになると思ふ。もちろん今原次長の言われた通り、二十八年災を中心とした全国の災害復旧工事の中では、不正に類するものはないといふことはいいえなかつたと思ふ。しかししたまたまそういう事例があることによつて、全体の災害の内容といふものはこれに類するのだといふやうな判断のもとに、一律に今の段階になつてまた圧縮するといふことになる。非常な混乱が起ると思ふ。すでに災害復旧の大部分は完了しているわけだ。地方負担分以外は交付金が来ないことによつて、起債であるとかあるいは借入金的方式によつて、一応は地元側が交付金を来るまでの間立てかえてあるやうな形をとつてゐる。これに伴う金利等も相当膨大なものであらうと私は考へてゐる。しかも都道府県等においても、その交付金の配分等によ

つていろいろな尺度を設けて、逐次それは支払つてゐると思ひますが、中にはまだ全然交付を受けていないやうな町村もあるわけだ。そういうことになつて、今になつても一回別な基準でやり直すんといふことになる。これは非常に末端に対して大きな混乱と、取捨することのできないやうな事態を惹起するのではないか。これは当然大蔵省当局としても察知されてゐると思ふ。特に災害復旧が終つた場合には、当然現地に於いて工事の適否等に對して検定等も行なつてゐるわけだ。ですから正確な事業を行なつた者に對しては、これは最初の約束通り、当然国の責任において支弁するものは支弁するといふことで片をつけて、今後の災害等においては、もちろんそういうやうな不正が起きないやうな万般の措置を講ずるといふことが大事であります。また既往にさかのほつて二十八年等の災害を全部別な観点からこれをやり直すといふことになる。これは了す承でないやうなことになると思ふ。その点は特に責任のある大蔵大臣から御答弁を願ひたい。

○一萬田國務大臣 お話はごもっともであります。私の考へでは、特に実情と違つたことを、大蔵省が沿わないことをやつてゐると思つておられます。またそのやり方については、前もつてやはりそういうふうにお約束にしておつて交へることになる、かように承知いたしております。

（委員長退席、鈴木（善）委員長代理着席）
○芳賀委員 最初の約束通りのことを現地に工事の施行上完全にやつてゐるものに對しては、当然支払ひすべきではないか。それも不正だとみなすわけにはいかないでしよう。

○原政府委員 昨年の春よりもつと前度予算を提出いたしました際に、大蔵省は二十八年災について非常に重大な関心を持つ、われわれの緊急調査によりまして、また検査院、行政管理局等の調査によりまして、単に一%とか二%とかいふのじゃないのです。五%、一〇%あるいはさらに多い額の問題になつておりますので、予算においては相當切つた査定をいたして、各省は一応査定した額に責任を持つたから、これは引き受けないだらう。しかし実行上各省と打ち合せをして、もう一度見直してもらつて査定額を出しますといふことは、去年の一月すでに申し上げてあるのだから、去年の一月すでに申し上げておりました。地方が当初に査定を受けた額と違つたといふので、だいたい御意見があつたことは承知いたしておりますが、同時にいわばそういう意味のお断わりは非常に早くからしてあつた。何せ二千億になるか千七百億になるかという非常に大きな財政上の問題でもありまして、またその間における不正、不当の問題も、これはきつめて重大な問題でございまして、非常な早目から私も申し上げたやうなわけで、もちろんそれで御満足でないで、だいたい御不満の氣持が出て、いろいろごたつきました点については恐縮に存じますけれども、われわれの氣持はそういうことで、決して不当に災害の国庫負担法の趣旨を曲げようといふつもりではなくて、財政も苦しい、災害も前古未嘗有の災害であつた、そういう際であるから調べ直してというふうに申し上げたので、まあ現地の期待に反するやうな点が多々出たと思ひますが、これはやはり苦しいところですから、お互いにお互いしていただくよりいたした方がないと思ひます。

○芳賀委員 それで今まで未交付になつてゐる分は一律に切り捨てるということになると、順にすてにもう行つてゐる分は、場合によつてまた返還さすといふやうな事態も出るし、これで打ち切りになつたのだといふことになつて、あとは全然もらへぬといふやうな事態も出てくる。最初からそういうことが考慮されないので今まで逐次年度別に補助金が出てゐるのですから、よく今日二十五年度災ぐらゐまでが全国的に見ると片づいたやうなことで、その整理ができておらぬと思ふ。こういうことは、当然原次長が言われたやうな点は、早期に地方の行政庁にその内容を明らかにして、そうして末端においても混乱の起きないやうにしておかぬと、今ごろになつてすばつとやつてしまふといふことは、いかにも勇ましいことではあるけれども、地方財政に及ぼす影響というものは甚大であると思ひます。この点は十分慎重を期せられるべきであると思つておられます。そういうことが原因になつて今回の災害復旧等に對しても、なかなか地元は積極的にならぬのです。まだどういふふうになるかわからぬといふことは、いつまでたつても災害の復旧はできませんので、この点も現地に於いて安心して復旧できるやうな、そういう指導を大蔵省を中心になつておやりになる必要がありま。これは必ずやりますか、どうですか。

○一萬田國務大臣 よく承つておきまして十分注意いたすようにいたします。

○川俣委員 この際大蔵大臣に数点お尋ねしたい。一つは今度東北並びに北海道に被害を与へました豪雨の被害についてでございますが、従来とつてこられましたのは、地方財政局または財務部の認定を受けたものでなければ処理されなかつたやうでございませう。今度も大体そういう方針をとつておられるのか、また速に、本省が査定をするのであるからして、本省の査定前に認定をしてはいけないといふ通牒を各財務部に發送されたといふやうであります。これはすみやかにつなぎ資金を出したいといふ意味でこういう通牒を出されたのか、あるいはだんだんとこのつなぎ資金をおくらすための一つの方法として使われているのであるかという疑問が生じてゐるわけでありませう。そこで、これはすみやかにその査定をする必要があるからこういう通牒を出されたのか、この点を明らかにしていただきたい。

○一萬田國務大臣 つなぎ資金を迅速に出す、こういう措置として出したのには間違ひないと思ひます。

○川俣委員 つなぎ資金をすみやかに出すために中央で査定をした、こういうことのようにありますが、それでは一体どういふわけで財務部というものを置いて、その実地調査というやうなことをさせてゐるのですか。将来その必要があるためにやられるのか、ある

いは今はただ便法的な、第一次つなぎ資金としてやられるのであるかどうかという点が第一点。もう一点は、すでに秋田、山形等の災害が起きてから約一カ月間経過している。これらに對してはまだ十分な査定がでないというところは遺憾じゃないか。中央で査定するならば、おそらく農林省の意見とか建設省の意見を聞いてきめられるのでありますから、これは信頼度の問題だと思ふ。同じ役所内の信頼度の問題だと思ふ。もっと早く査定ができればいい。地方からの現地の調査を待たなければならぬというのなら、これは理由が成り立つ。ところが今度はそうじゃない、早く出すのだという事になったら、建設省なり農林省の調査がもうすでに終つておるので、これを査定されればもっと早くできなければならぬはずだが、いまだにその態度がはっきりしておらず、この二点をお伺いいたします。

○一萬田國務大臣 応急工事については財務部が立ち会っていないのでありまして、本復旧工事には立ち会わせる、こういうような態度をとっております。従いましてつなぎ融資については建設省の調査、写真等によつてすみやかに出す、こういうふうにいましております。具体的にどういふふうに取り運んでおりますかは、政府委員から説明させます。

○原政府委員 事務的な運びがいろいろございまして、私から補足して申し上げますが、つなぎ融資の対象となりますのは、応急に復旧しなければならぬという工事でありまして、これは急ぐ際でありますから、あまり詳しいも

のはとれない、各地から被害箇所の写真と、それからごく簡単な図面のついた応急復旧工事の仕様書を取りまして、そして中央で建設省、それから大蔵省もその査定に立ち会わしていただいておりますが、それを見て、これはやらなければいかぬ、これはあと回しというふうなことで、つなぎ資金の方はやつております。本復旧工事の方は各省が査定官を動員して、現地に赴いて査定をして、そしてこの際は財務部の係官を立ち合わせていただくという事にいたしました。この方は、各省はこの段取りを極力急いでやつておいていただくと思ひますが、ただいまも伺ひますと、農林関係は最近までは出ていないというお話であります。これは今までの陣容からいいますと、相当手が込む仕事なんでありまして、先ほど二十八年災について申し上げましたけれども、三年ぐらいい前は全部査定しないで、大部分は机上査定というふうなことでございまして、それがだいたい検査院あるいはその他から不当がある、不正があるという指摘がありますので、最近では極力全部実地査定をしたいという考え方でやつております関係上、各省も非常に早く完了してしまふというわけにはいかない。やはり一年間ずつと通じて、普通の年の災害査定ができるというふうなことで、非常に大きな災害があるものと、場合によつて翌年に見直さなければならぬというふうなことであります。各省はせつかく人員を極力有効に使つて、できるだけ考えておいてなる。それが災害があつたらすぐそこに飛んで参るということにはならないと

いう場合が、場合によつたらあるというふうにお考え願ひたいと思ひます。○川俣委員 第一は、私はつなぎ資金の問題にしている。つなぎ資金でありますから、これは復旧工事でありませう。応急手当をする上に必要なつなぎ資金、または一時流用すべき、将来補助金の対象となるべきものに對するつなぎ資金でありますから、これが減額査定ができないからといって弊害が起きた例はないと思ふ。このつなぎ資金については会計検査院から一つも指摘されたことはないと思ふ。問題は、原形復旧等について問題が起きている、あるいは災害復旧についての現地の執行について起きているのであります。つなぎ資金等について出し過ぎたからといって、これを応急工事以外に使つたというふうな批難事項は、かつて私は聞いておらないのであります。従つて私が今問題にしておるのは、すみやかにつなぎ資金を出さなければならぬのじゃないか、すでに東北地方においては一カ月を経過しておるじゃないか。それを今だにちゅうちょされておるのはどういふ理由だ、こういうことを聞いています。その計算の方法じゃない。将来補助金として出るべき、または国でやるべきものとしての応急処置としてのつなぎ資金をすみやかに出されたらどうか。これは何分の一かです。不正工事を行わせるような大きな金額のものじゃない。それをなせちゅうちょされておるか、こういうことです。査定が非常に困難だということはないはずだ。

○一萬田國務大臣 これは實際の問題になります。私としてはたびたび申し上げますように、お話のようになつた

ぎ融資である、しかもそれは内輪に概算したらよからう、ですから私はなるべく早く出すように申し渡してあるのですが、出ていないということになれば、そういうことはないはずですが、よく調査をいたします。

○川俣委員 これは政府の預金部運用の資金または公庫融資等の手続等ができておるがためであるかもしれませう。しかし政府の腹がはつきりいたしません。公庫融資等も結局おくれおることになるのではないかと申ひます。大臣からすみやかにやるように命じておる、これは実行ができません。実行ができていないという、食言したということになりますから、すみやかにこれが達成できるように取り計らつていただきたい。

もう一点は、先ほど労資委員から指摘されました再査定の問題です。これは確かに今まで会計検査院から指摘されたことは、まことに遺憾にたえないのです。これは再査定をしたから批難事項がなくなるというものではないようにです。むしろ大蔵省が財政上から一律に再査定したというところに問題が起きている。實際に即して再査定するのではなくて、予算面から一割天引きとか二割天引きとかいうようなことをやるから、うまくやつた方が非常に割がよかつた。一方においては財政の面の非常な負担をかぶらなければならぬという不公平が、再査定の中に起きている。これの方がむしろ問題です。もし實際に即して再査定されたならば、あんな批難事項は起るはずはないわけですから、ところが財政上一律にやられるものですから、うまくやつた方

はうまくいった。下手なところは下手なままに再査定を受けたという結果になりまして、国の政策としてはまことにまずい結果になつておるのではないかとこの反省の必要があると思ふが、原次長はどうですか。

○原政府委員 ただいま川俣委員のお話の点は、川俣委員どういふふうなことでおっしゃつておるのか、川俣委員のお言葉としては実は伺ひかねるのであります。再査定を一律にやつておるといふことはございせん。これは個々の事業につきまして見て、これはだめであるから全部お断りするといふのもございせん。新聞にありましたように、沈まなかつた船を沈んだようにして融資してくれといふのは全部お断りしますが、必要なものは全部もとの案通りやるものもございせん。いずれもそれぞれの事業に従つて、断るべきものは断り、認めるべきものは認めるというこゝをいたしておるのであります。ただ再査定の件数が土木で十萬、農地で二十萬というのが普通なんので、二十八年災あたりは、もっと多いわけでありまして、中央で全部を完全にやり切るわけにはいかぬということから、たとえばある県についてサンプルを相当数とりまして、そうしてこのサンプルについて、今申したような決して一律でない査定をやる。そうして出た数字をもとにして他に及ぼして考えるというこゝはいたしておりますから、それを県の方でその率で一律にやるんだというふうな考えたら、おっしゃるようなことになりまして、決してそういう気持でなく、個々のいわば功罪に従つて再査定をするということでありまして、これは、おそらく県でそ

ういう県単位にある事を使いましたのが誤解を生んだと思いますが、これは決してそういうふうな最後までやるという事でなく、個々にやるという趣旨でありますから、一つそういうふうに御了承いただきたいと思います。

○川俣委員 これは決してあなたの答弁を反駁する意味じゃないのです。ないけれども、それでは船がなかったのをあつたようにこしらえたというのは再査定じゃありませんよ。見聞違いの査定であつて再査定ではありません。とんでもないことです。会計検査院に指摘されてからあなたの方でわかつたので、これは再査定なんというもので、やありません。一体あなたの方は、今日財政的にこうしなければならぬという上からの判断をあまり下し過ぎるのです。結果的に二割になることは私はやむを得ないと思います。結果的に一割削減する事も、なつたことはやむを得ないと思う。あなたが頭から二割だ一割だという印象を受けて、実施官庁がその査定になるべく合せるようにするために、ここに問題が起きてくるのです。再査定を突破するようにこしらえて、査定突破のために、査定を受けるためにあえてそれを作るところにむける問題が出てきている、というの、あなたの方の陣容はほんとうに再査定をするだけの陣容を持つておられませんよ。それは何と云つたつて建設省の出先機関なり農林省の出先機関をどうしてあなたの方が指導をするかというところに重きを置かれますならば、こういう問題ができてこなかつたはずなんです。上手に大蔵省を突破することだけが念頭にあつて、その査定を十分させるということなしに書類上

うまく通すということが起つてくるから非常な不公平が起つてくるというところを私はここに指摘しているのです。事態を把握するということに重点を置かなければならぬじゃないか。あなたは財政上に重きを置いて、事態把握ということはあとのつてたりになつていくの、これを適にしていかなければならぬのじゃないか、この点なんです。

○原政府委員 おつしやる通りだと思ひます。率直に申して二十九年度予算を組みましたとき、つまり昨年一月でございまして、提出しました案においては財政上の見地もあり、非常に大ざつぱな、何割は机上査定だからこれは一〇%削減という式のことをやりまして、従つてわれわれも最後までそれで行けるという自信がなかつたから、各官庁は御承知になりません。しかし財政の見地からいって一応こういう削減ができるから、これでやる、しかしこれで最後までやれとは言ひませし。私も最後まで申し上げておりまして、これは関係省と御一緒に一度調べていただいて、そうして落ちつくところでやつていただく、査定権は各省大臣にあるというふうにはつきり申し上げておるのでございまして、その後約一年間、私どもの出先もまた各省の出先も非常に御勉強いただいた、その取りましたサンプルは、もつて全貌をうかがうに足るだけのサンプルを取つて再調査をいたしました。従ひまして各省もそれだけのサンプルをとつた結果であるならば、それから全貌を推測されてもよろしいという前提で、今年三十九年度予算の基礎といたしました二十八年度の被害額につきましては、むしろ各省がそういうふうな改めるとお

つしやられたものであつて、これはやはりおつしやる通り大原則についてはいろいろ御議論申し上げて、各省がそれではこうやるというふうな言われた数字であるというふうになつておりましたので、その辺は前後いろいろおきくしたいたしました点に申しわけなく、おわびいたしますが、何分前古例のないような災害の年であり、ちょうど一兆という予算で国際経済を乗り切るといふ年でございまして、一つあしからず御了承いただきたいと思ひます。

○川俣委員 そういうふうな今後やられるならば、時間がないからあえて追及いたしません。しかし実施官庁にも責任を持たして、大蔵省は出すときには非常に渋るけれども、それを実施官庁がどんなふうに使つておるかという監督が少し足りないのではないのか。むしろせつとくのないの金を出したのだから、どのくらいの有効度合で使われておるかということを考察して将来の予算を組むということにならなかつた、出すときだけつぼめておいて、それが効果的に現われないということだつたら何にもならないのではないのか。そこで次にもう一つお伺いしたいのは、原形復旧の問題ですが、水勢が変ると原形復旧ではどういふ頭首工を作り得ない場合がたつきさんあります。橋の場合は別にいたしましたし、橋の場合は橋幅が変るとか、川幅が変るとかいうことまで起きて参りますし、農業に最も関係の深い取り入れ口は、水勢が変ると木樋であつたのが今度には木樋ではカーブがとれないために、どうしてもコンクリートでやらなければならぬ事態が起きてくる。水勢

が変るのですから、取り入れ口は水の勢いでこれを作つていかなければならない。この方向で作つていかなければならない。それにはカーブもつけていかなければならない、落差の点も見なければならぬので、必ず変つてくるのが川の勢いでありまして、それに即応するものでなければ頭首工にならない。原形復旧ということをやられなくても、せつとくは経済効果が現われない。どうして経済効果が現われないかということが一つ、経済効果がかないということが一つ、むだな経費がかないということが一つ、経済効果が現われないような予算の裏づけはだめだと思ひます。この点については御考慮願ひたい。それから国有財産の中の森林資源が最も荒廃をいたしております。この復旧がすみやかに行われなければならぬが、特別会計なるがゆえになかなか大蔵省の了解得られないで、事務が遅滞しておるような向きもありますから、この点についても十分御配慮願ひたいと思ひます。時間がありませんから意見だけ述べますが、これを実施されますならばそれを信頼いたしますし、もしもやらかつた場合にはあらためてここにおいでを願ひなければならぬ事態が生ずることをあらかじめ御承知の上で、私の質問をこの程度で打ち切つておきます。

○鈴木(書)委員 長代理 それでは外務大臣もお見えになりましたから、一昨日に引き続きまして公海における漁船の拿捕及び韓国における漁民の抑留問題について調査を進めます。田口長治郎君。

○田口委員 私は韓国抑留漁民の早期

送還の問題と李承晩ラインの問題につきまして、外務大臣に一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。

昭和二十六年一月に李承晩が韓国周辺にラインの設定をいたしました、このラインの設定につきましては、事公海の問題でありますし、はなはだしきは沿岸から二百マイルも離れておるというところにラインをしておるのであります。これは国際法上から申しましても、わが方としては断じて認めることのできない線と思ひます。が、これに對しまして外務大臣はいかような御見解でおられるか、お伺ひいたします。

○重光國務大臣 私もさうに思ひます。

○田口委員 そういたしますと、あの海域におきまして日本の漁業者が現在漁業をしておりますことは、日本漁民の正常なる操業であり、韓国に對して何も気がねをするような漁業ではない、こういうふうには私は考へておるのでございますが、これに對しまして韓国政府は、しかも公海の上で正常に仕事しておる日本の漁民を拿捕抑留いたしました。二十九年の七月以降のことを考へてみましても、いまは二百七十六名の日本の漁夫が韓国に抑留をされてゐる。しかも一昨日以来韓国からの帰還者を参考人として当委員会においていろいろ調べてみたのであります。が、食事にしても、居住關係にしても、あるいは衛生方面にしても、病氣の場合の治療にしても、まことに言語道断でございまして、人道的にどうしても許されぬような状態において抑留されておる。当然仕事を差しかえなない場所を拿捕されて、そうして

開で折衝したわけなのでございませうが、しかし政府同士の話ということになりますと、話が非常にたかくなる関係もありませう。私は民間同士の話、こういうことも一つの行き方でないか、かように考える次第でございませう。もし民間でさような計画をいたしました場合において、政府としてはできるだけ便宜を供与していただきまして、これは物質的にどうだという意味ではございませうが、いろいろ折衝その他についてお願いする点も出てくると思うのでございませうが、さようなときに政府としてどういう処置をとっていただけませうか、お伺いしたいと思ひます。

〔鈴木(善)委員長代理退席、委員長着席〕
○重光国務大臣 民間代表も私はけっこうな思いつきだと思つております。ただ實際代表の人物等の選定に至つては、これは相当困難があるかと思ひますが、民間代表は私はけっこうだと思ひます。さような何か民間代表を送るという案が出ますときには、十分にこれは考究をいたしまして、われわれのなし得る便宜供与は十分いたすことにいたします。

○田口委員 ほんとうは外務大臣でも一度行つていただくことになれば、入道に許されないような抑留の問題だけは解決するのじやないか。いろいろ財産権の請求その他もありますけれども、それはあとに回すといひましたし、ほんとうにわれわれが考へて、これはひどい。こういう問題だけは、李承晩大統領もよくわかると思うのでございませうが、外務大臣自身がお出かけになつて、この非人道的な問題を解決する、かような熱意をお持ちでござい

ますかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○重光国務大臣 その熱意の点は十分持つておると私は申し上げたいのでございませう。ただ外務大臣が行くべきかどうかというようなことは、また向うの状況を考慮に入れなければならませうから、今御即答はできません。すべの状況が許す場合において、私の努力がさういふ方面に向けられるべきであるということになれば、私は少しも異存はございませう。

○田口委員 私は李ラインの撤廃だとか何だとか、財産権その他からまつていく問題については、ちよつと大臣が行かれても無理だと思つてございませうが、ただ入道に許されない現状の問題だけでも——これはおそらく李承晩大統領も知らないと思つてございませう。従つて直接にひきあひをさせて話さすことのできる人が行きますと、その問題だけは解決すると思つてございませう。せひ一つ外務大臣も、この当面の問題だけでも解決するといふようなさような意味におきまして、一度行つていただけるような、さような研究をせひしていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、鈴木(善)委員長代理着席〕

私この程度で質問を打ち切ります。

○鈴木(善)委員長代理 赤路友蔵君、

○赤路委員 外務大臣にお尋ねいたしますが、一昨日当委員会において私は外務大臣の出席を求めた。当日中川局長がお見えになつておつて、一般論については種々質問がございまして、一応の御答弁は得ておるわけなんでございませうが、一昨日のこの委員会における質問の内容その他について、中川局

長との間に打ち合せができておるかどうか、この点をお聞きしたい。

○中川(融)政府委員 私から便宜お答え申し上げます。一昨日のこの委員会での御審議の模様は逐一大臣に御報告いたしてございませう。従つてその内容は大臣御承知でございませう。

○赤路委員 中川局長から今大臣に報告してあるということでありませう。大臣がもし一昨日の委員会のこの事情を報告を受けておるとするならば、本日出てもらったことは意義がないと思ひます。今までの大臣の御答弁を聞いておると、一昨日中川さんから聞いたことからは一歩も前進しておりませう。私たちがさういふことをこの段階でお聞きしてゐるのではありません。

先ほど田口委員が申しましたように、二十六年の一月に李ラインの設けがあつてからすでに四年を経過してゐる。しかも日韓会談が決裂いたしましたのが一昨年の十月なんです。今日まで努力してゐる、やつておるんだということだけでは解決がつかない。單なる事務的な答弁では解決がつかない。だからこそ本日は大臣の御出席をあえて強く要望したわけなんです。今も田口委員がおつしやいましたように、また大臣もお考えになつておるうちに、今日問題にしておるのは、日韓会談はもちろんでありますが、現に抑留されておる、しかも韓側は違ひましよう、韓

国側の方では李ラインを設定して、これを侵したものは国内法に照らしてやめる、こゝろ言つてゐる。われわれはあくまでも認めないと言つてゐる。双方によつて観念の相違がある。かりに一歩譲つて向うの国内法によつて刑が執行されたとしても、刑が満了したならば

当然帰国さしてしまふべきである。それをあえて抑留しておるということ、これは人道問題である。その点十分御承知のはずです。單に十分検討するとか考へるとかいつ段階ではありませう。あまりにも考へ方がのんき過ぎる。非常に無理なことを申し上げるかもしれません。私たちはこの問題が起つたときから、常にこの問題と取つ組んできた。今質問をされた田口委員、参議院の秋山君、私と、かつて吉田内閣時代、もう外交交渉の、單に外務省の一事務官によつて本問題の解決の途は見出せない、少くとももうこの段階では、政府の責任者がみずから乗り込んで行つて対決すべきときであるといふので、総理官邸に行つて緒方さん

に懇々と話をしたことがある。そのときの緒方副総理の答弁は、今ちよつとあなたのおつしやるのと同じことだ。相手のあることであるから、なほ十分それらの点については検討してということなのだ。そのことが今日なおかような問題を起しておる原因になつておる。私は一昨日、まことに中川さんにお氣の毒であつたが、もう事務当局の手ではどうにもならぬ段階に来ておる。こゝで政治的にこれを解決をかけるよりほかに道はないのじやないか——今田口委員は、この際思い切つて大臣みずから出かける、こゝろいうことを言つてゐる。私も同感でありませう。少くとも政府の責任のある人が出かけていってこの問題を解決つけないければ、解決は私はつかぬと思ふ。もしも今までのような状態の交渉が依然として行われていって、さうして解決がつかぬならば、もういついなければならぬはずだ。鳩山内閣が成立して、そ

の直後において新聞発表等を見た。あるいはその直後金公使自体も、おそらく鳩山内閣の成立によつて日韓会談は明るい見通しが出てくるということを新聞に発表してゐる。この新聞発表を見たときに関係の諸君は明るい希望を持つたんでございませう。ところが今日までどうですか。悪化はしてゐるが、決して前進はしてゐる。この事態は寸刻を許さない。大臣もお聞きになつておるかもしれませう。農林政務次官がおられ、水産長官がおられる。悪くするとこの八月からの漁期は集団失業という事態が起つてくることも予想されるのです。座して死ぬよりも拿捕された方がよいといふこの氣持をあなた方はわかんない。あまりにも私はのんびりし過ぎてゐると思ふ。もう少し私は誠意のある御答弁が本日は聞けると思つた。事前にお打ち合せがなければやむを得ません。少くともアジア局長が答弁するように、事前に打ち合せがあつたとするならば、もつと大臣は具体的に、おれはこう考へておるということをはつきりこゝで言つてもらひたい。私はそれを要求する。どうです。御答弁願ひます。

○重光国務大臣 今のお話のお氣持は、私も全然それは御了解申し上げませう。この問題はほんとうに長引いておる問題で、まことに残念しくであるのでございませう。鳩山内閣成立後に日韓關係を全面的に調整をいたしたい、こゝろいう考へ方をもつてつと内交渉を進めてきたわけなんです。こゝろいう問題を公けの会議でやつたつてできることではございませう。そこで内交渉を進めてきたのでございませう。非常にそれには明るい見通しをもつて進めてきた

のでございます。これは事実でございます。そして私も、私の代理者も先方側と非常に密接な連絡を持ち、話し合いを持って進めて参りました。

そこで、これは実は私はできることだと考えておりました。ところがその後韓国側においても、どういふものか日本側の態度について誤解を持つてきたということも事実でございます。その誤解につきましては、十分これを了解せしめるべく努力をいたしました。実は今日の段階はその努力を続けておられる段階であるのでございます。けれどもさしてそれですぐこれが見通しがつき、また好転しておる、こう申し上げることは、遺憾ながら今はできないのでございます。そこで私は、ぜひこの努力を続けていつて、そして全体の見通しがつくように好転せしめたいと思は思っておりますのでございます。しかるにその実を結ばない前にかような漁夫の抑留という問題が重なり合つて、そして今申されるようなお気持ちを表示されることになりました。その気持は実はそのまゝ私もそう思う。しかしながら私といたしましては、韓国とは重要な問題でございますから、この問題についてはあくまでも本筋に乗せていつて、そして両方の理解を進めるようにあらゆる努力を尽したい、こう思つてやつておるわけでございます。この私の説明については、おそらく先ほどの御質問の趣旨からすれば御満足はいけませんまい。しかし私はどうしてもこれを好転せしめるべく努力をしたいと思ひます。それにつきましては、従来の関係もございまして、従来の関係はたどつていかねばなりません。しかしそのほかにもいい方法があるならば、

何なりとも私は努力してやつてみたい、こういう気持を持つております。しかしそれを一々具体化してこうする、ああするといふことを今ここで申し上げてもいかにと思ひます。ただ私はそういう気持で進んでおるわけでございます。それだけはどうぞおくみ取りをいただきますと思ひます。

○赤路委員 今の大臣の答弁は誠意あるものと私は認めます。また曙光の見ておつたということも事実であらうと私は思ひます。中川さんからも説明を聞きました。今大臣のおっしゃつた、先方に何か誤解があるために、せっかく好転しておつたものが今日のよ

うな状態に足踏みをしなければならぬようなことになつた。おそらくそれらの点をあつせんするためにアリソン大使が行つたのではないかと思ふ。その結果どうであるかといふことは別にいたしまして。ただそういうような誤解があると大臣がおっしゃるならば、そうした誤解をまず解くというこ

とが第一の問題だと思ふ。それに対して従来とも努力をされておるということは、大臣の今の御答弁でよくわかります。努力をせられておるが、なおこれが十分でない、今後努力をしようとおっしゃるその努力をする方法です。

誤解があればその誤解をほんとうに端的に、率直に解いていくといふみずから出馬する決意をここでしていいのではないか。大臣に前のことを申し上げるのは私はどうかと思ひますが、あの李ラインで九十何隻一挙に拿捕されたときに、時の吉田内閣の閣外務大臣は、この重大な問題をそのまま放つておいて南方へ行つた。これは御承知の通りです。われわれはあのとときに口を

すつぱくして、事の緩急を考へてもらいたい、現に九十何隻拿捕されてゐる。賠償の問題はこゝ一カ月や二カ月ずれたつてどうといふことはないでしょう。かりにもこの九十何隻という船が拿捕されてゐる人命の問題ではないか。まずこれからどうして解決しないのか。むずかしい問題には手をつけないでもつて、そういう方へ飛んで行つてしまふといふようなことでは、この地域に依存する漁民の諸君あるいはそれに関連を持つ業者の諸君は気の毒なものである——気の毒だけでは私は解決がつく問題ではないと思つてゐます。

新聞紙上によりますと、大臣は九月に渡米されるというやうなことが言われております。真偽は存じませんが私の申し上げたいのは、この問題のほんとうに基本的な問題の話し合いといふものは、少くともそう長い時日を要するものではない。大臣が思ひ切つて朝鮮へ行つて李承晩と話し合いをしてもらうならば、私は二、三日で大体話の本筋はできるのではないか。それからあとは事務官僚の諸君によつてやつていただいてけつこうです。その根本的な問題だけをまず話し合いをしていくといふくらいのは熱意をここで出していただいていいのではないか。私は大臣の今の御答弁、大臣の誠意を決して疑うものではないと思ふ。努力されてきたことも十分承知いたしております。承知しながら私はあえてこれを言つておる。ここでもしも大臣が踏み切つていただかなければ、おそらくいつの日にだれが踏み切りますか。この漁期中には解決はつきませんよ。もう追い詰められ、追い詰められてゐる諸君が、集

団出漁を続けて大量拿捕が出たら、一

体どうなります。この事態を考へていただきたい。私の言うことがはつたりや何かだと思ひになるなら、現地の諸君を呼んでお聞き願つてもけっこう。水産庁長官もおりますからお聞き下さい。そうした空気がすでにあるのです。大臣のお忙しいこともわかる。しかしながら二日、三日、飛行機で飛んで行つてやれないことはないと思ふ。ぜひそういう決意を大臣にしていただきたい。もう今までと同じやうな答弁を聞きたくない。無理を承知の上で私たちは言つておる。

○当りまえなことだよ、行かない方が無理じゃないか」と呼ぶ者あり

○重光国務大臣 お話の点は十分に検討しまして、最も効果的方法の一つ考へることにいたしましたと思ひます。

○赤路委員 もうこれ以上大臣に申し上げても、この場ではこれ以上の御答弁は得られないと思ひます。しかし本問題は解決つくまでは、いつでも私は食い下るといふことだけは申し上げておきます。これで私の質問は終了します。

○鈴木(善)委員長代理 今澄勇君。○今澄委員 外務大臣にお聞きしたいのは、李承晩ラインの問題、在外財産請求権の問題、竹島の問題等韓国の間にいろいろあるが、とにかく二百数十名の抑留者の問題を、これらの基本的な問題と同時に解決をせられる方針であるか、それとも抑留者の問題は別個の人道問題だから、これを別に切り離して交渉をせられる方針であるか、このどちらの方針を外務省がつてい

るか、明瞭な答弁を願ひたいと思ひます。

○重光国務大臣 この問題は別個の問題として考へております。

○今澄委員 しかれば、別個の問題として抑留者の問題だけを交渉せられるという話でありましたが、具体的には政府から韓国に対して、この抑留者の問題を解決すべく何らかの申し入れあるいは釈放等の強硬な申し入れをなさいましたならば、これまで行われた政府の韓国に対する外交的処置を、こ

で一つお答えを願つておきたいと思ひます。

立の後、政府の名において韓国にそう
いうことを一体申し入れになったこと
があるかどうか。外務大臣はそれがわ
からぬのですか。そういう重大な問題
を外務大臣が、何月何日鳩山内閣は韓
国に対してこのような申し入れをした
ことについて、韓国からかくのごとき
返事があったという、もし別個の問題
として交渉せられるならば、ここに答
弁がなければならぬ。私は外務大臣に
お伺いをいたします。自分は存じない
のか、あったのか。それを一つ御答弁
願いたい。

○重光外務大臣 それは先ほどからお
答え申し上げておるように、非常にた
くさんございます。その何を一つ取り
調べをして、そうしてそれを一つ発表
することに取ります。

○今澄委員 ある発表でなしに、ここ
で今別個に抑留者の問題だけは交渉し
ておるといふ話なんだから、その別
個に交渉した結果は、現在の段階にお
いてはこうなっておるといふ御発表が
なければならぬ。ある発表というよう
なそんなことはありません。外務大臣
に、局長とお打ち合せになつてもいい
から、この抑留者の問題についてどう
いう現状になつてゐるかといふこと
を、明らかに報告してもらいたいと思
います。

○中川(融)政府委員 現状におきまし
ては、韓国側は約六カ月ほど抑留船員
の釈放を実施してゐなかつたのであり
ますが、最近未成年者七名の釈放を実
施したのであります。なおこれは内報
でございますが、残余の未成年者船員
についても近く何らかの措置をとると
いうことを申しております。その他一
般に船員の問題については自分の方で

も考えておるからといふことの内報が
ございます。従つてその結果を早く突
現するように、さらに促進したいと思
つております。

○今澄委員 大分事態が明らかになり
ましたが、今度の総選挙の第二次鳩山
内閣成立以来今日まで、韓国の抑留船
員についての政府側からの正式な経過
の発表といへば、今局長がなされたそ
の言葉だけが先にもあとにもただ一つ
の発表なんです。私は未成年者の帰還
は知つておりますが、とにかく刑を終
えてまだ向うに残つてゐる者に対して
は、万国赤十字社に韓国も加盟したこと
であるから、万国赤十字社を通じてこ
の問題を韓国に連絡をとるとか、ある
いはMRAの世界大会には韓国の代表
も行つておつたのであつて、日本をお
とずれると同時にその中にはまた韓国
に行つた者もある。どうかこういうも
のには、あらゆる方面に情報を求め
て、外務省が努力されたならば、こん
なにおくれるといふことはなかつたか
と思ふのです。今局長が報告せられまし
た、半年たつたが近く一般船員につい
ても韓国側が考慮しておるといふその
向うからの内報は、韓国の政府からで
すか、それとも東京の代表部からで
すか。

○中川(融)政府委員 在京代表部の職
員からでございます。

○今澄委員 その代表部の職員からの
意思の発表は、大抵韓国政府の内意で
あると外務大臣はおとりになつてお
るのかどうか、外務大臣にお伺いし
ます。

○重光外務大臣 さようでございます
が、先般、新聞の報ずるところによ
れば、韓国側からいろいろ言つておる
が、日本側の譲歩がないので日本に対
しては門戸を閉鎖しなければならぬと
いうことを向うの外交の責任者が言つ
ておるが、これは正式に日本政府に通
達があつたものか、ただ向うの声明だ
けなのか、あるいはこの韓国代表者の
発言に対して政府はどういうふうな考
えを持つておられるのか、外務大臣か
ら御答弁を願いたい。

○重光外務大臣 さようなことは正式
には何も聞いておりません。新聞情報
にはいろいろございます。これに對し
ては、日本側としては、さような韓国
側の主張は認めることはできぬといふ
ことを、やはり新聞に説明をしておる
わけでございます。

○今澄委員 まあそれで、引揚者の問
題については、韓国の発表は韓国政府
の発表であるから、政府の方で認めてお
られるのであるから、事態はやや好転
したものとして深くは追及しません
が、もう一つお伺いしておきたいの
は、国会議員団がもし韓国に行きたい
という場合には、政府はこれに對する
旅券を出すかどうか、あるいは民間代
表が行きたいという場合にも、これに
對する旅券を出すかどうか。旅券を出
した際にヴィザが問題になるが、その
韓国の受け入れ態勢について政府の助
言と協力を求めることができるかどう
かという点について、一つ率直な御
答弁を外務大臣から願いたいと思ひ
ます。

○重光外務大臣 私は韓国政府の措置
については何も申し上げることはでき
ません。しかしながらさような場合に

おいては、できるだけだけのあつせんを
してさしつかえないと、こういうことを
申し上げます。

○今澄委員 時間もないことでありま
すから、水産庁長官に対して李承晩ラ
インに關する国内漁業態勢の確立と国
際的な立場について、これは外務大臣
はお忙しいのでしようから、大臣が退席
されたあとで、水産関係の質問を留保
することにして、今までの大臣の答弁
により、外務省はぜひ一つこの際、日
本の井上漁業等は、韓国の漁船を救つ
て六十名近くも韓国に送り出しておる
という事実もあるから、これから、これ
の事実も示されて、十分善処方を願
いたい。

○鈴木(善)委員長代理 久保田委員、
大臣には重要な御用件があるそうであ
りまして、あと数分だけというお話を
ありますが、大臣に關する質問だけを
簡潔に願います。

○久保田(豊)委員 時間が非常に制約
されておりますので、意を尽しません
が、要点だけ一つ質問させていただきます。
それは李承晩ラインの問題にも
非常に大きな影響を間接に持つておる
問題ですが、去る二月十四日に、長崎
県の生月島の沖合で、日本の第六あけ
ほの丸という漁船が、韓国のフリゲー
ト軍艦に追突を受けて沈没してしま
す。そして二十一名の者が死亡してお
る。これに對する外交的な経過は局長
からお伺いいたしました。これに連関
して一番問題になるのは、過般もお伺
いしたのであります。韓国の軍艦が、
いわゆる日本のアメリカの占領地
に、占領地というのは、アメリカの軍港
へ、日本の許可なくして、占領時代と
同様に入つておるといふ事実がありま

す。これは過般質問した場合にも、中
川局長も認めるを得なくなつて、認
めておる。日本の漁業者を追つたとい
ふ、あるいは拿捕する、それと同じよ
うな不当な行動を向うの軍艦などはし
ておるのであります。これは行政協定
なり何なりに基いてそうなつておるの
か。そういう不当な外国の軍艦が、公
海であれ何であれ、日本の近海を通り、
しかも日本の国土にありますが港の中
に入つてくるのに、日本政府に一言も断
わりもなしにどしどし入つてくる。こ
ういふ扱いを受けておるといふこと自
体に、問題の焦点が一つあると思ふ。

○今澄委員 質問の焦点が一つあると思ふ。
この点から改めなければならぬと思
ふのですが、これは日米行政協定上
日本側の当然負うべき義務であるの
か、それとも米軍の占領時代から引き
続く慣習を、そのままこつちが容認を
しておるのか、あるいはその間に別個
の、国民に知らされな何らかの外交
上のいろいろな問題があるのかどう
か。これについて外務省としては、今
までアメリカなり韓国に對してどのよ
うな措置をとつて参つたか、この点を
まず第一に明確に御答弁をいただきたい
と思ふのであります。

○重光外務大臣 お答えします。從來
占領時代は御承知の通り、韓国の軍
艦も米軍側と申しますか、連合軍側の
管理のもとにあつて、そうしてそのた
めに米国の管理する軍艦として日本の
港に入つておつたことは事実でござい
ます。これは占領中のことでありま
す。しかしながらさようなことは、行
政協定からいっても、継続すべきでな
いという結論に日本側は到達したので
ございます。そこでそういうことをや
めてもらいたいといふことを交渉した

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十三号 昭和三十年七月十八日

一五

しまして、大体米価もそういう日本側の解釈は正当である、こういうふうなことを認めて、そういうことは事実その後だんだんなくなつてきておる状況でございます。今後はそういうことがありましたならば、ぜひこれはやめどもらうべく交渉をし、かつまたその交渉は、おそらくこちらの考え通りになる見込みを持つておる次第でございます。

○久保田(豊)委員 どうも今の御答弁はまだ明確ではありませんが、時間がありませんから、この問題はこれ以上お聞きすることをやめます。

その次に、この前の委員会並びに今日の委員会において、抑留者の問題あるいは李承晩ラインの問題について、いろいろ各同僚委員から御質問があつたのですが、これに對しまして外務省の御答弁がなかなかはっきりしない。私は民間の人をやることももちろんいいと思うが、まず第一に外務大臣が行つて交渉に當るべきだと思ふのであります。しかしそうしてもなかなかうまくいかないと思ふ。問題のよつて来る根本はどこにあるかといへば、要するに日本なり、あるいは韓国なり、あるいはアジア全体に對するアメリカの政策に根本があると思ひます。その一番要点は、韓国側が最近急に不当な行動をするようになってきたといふことは、要するに鳩山内閣がこの前の吉田内閣と違つて、少くとも中国との間に貿易の交渉を開こうといふような動きになつてきておる。また同時に北鮮との間に、これは内閣の方針ではありませんが、国民の大きな要望として、また向う側の平和政策として、当然国交が開かれなくちやならぬ

ようないろいろな具体的な事実が出てきておる。過般日本の民間代表が行つて、向うの当局者といろいろの交渉あるいは話し合ひをして参つてきておる。これらのことは、そのこと自体をいへば、一つも日本にとつて不利なことはありません。日本にとつて非常に有利で、当然この段階においては日本の政府としても取り上ぐべき問題であります。これはアジアの情勢が變つてきておる。その變つてきておる中に、日本も今の内閣を含めて、不十分ではありますけれども、その方向へ動いておる。その方向へ動けば動くほど、中国と日本との貿易交渉の場合において、台湾政府との關係が問題になる。その台湾政府を動かしておるところのアメリカの政策、そういうものがありますから、北鮮あるいは中国なりソビエトと日本との關係が正常化してくれば、よく、南鮮としてはやきもちをやいて、あつちこつちつら當てをするのは當然の話である。これは私は二つ問題があると思ふ。日本政府としてこれらの問題全体を含めて、アメリカとどういふ交渉をするかということが根本の問題だと思ふ。

次に、今日の李承晩政府は、だれが見ても、一本立ちの政府と見てゐる人は一人もありません。アメリカの突つかい棒だけで立つておるといふことは、世界公知の事実です。この李承晩政府の政策を基本的に變える道は、アメリカと日本がどういふ折衝をするかといふことが第一の問題だと思ふ。第二の要点は、日本政府は單なる話し合ひあるいは外交上の話し合ひといふことでなく、政府全体として、今後南鮮に對してどのような基本的な態度で

対処していくか、この基本的な態度を確立して、あらゆる面から南鮮側の日本国内に對しまする不当な対策、あるいは特に李承晩ライン等による不平等な対策を變えさせていく、この道しかないと思ひます。聞くところによりますと、過般アリソン大使が朝鮮に行かれた際、日本の外務省からもいろいろ話がありまして、いろいろのあつせんをされたといふことでありますが、日本政府としてはアメリカ側に対して、今日韓国問題について、特に当面の問題について、どのような基本的方針で當つておるか。また具体的にどのようなことをやつておるのかといふことを、單なる言ひのがれでなく、はっきりお聞きをしたい。最近のいろいろなそういう情勢に對して、政府としては單なる外交交渉で、情勢がうまく好転するのを待つといふようなことでなく、基本的にどういふふうな方策を講じておられるか。これをもう少し突っ込んでお聞きしたいのですが、時間がありませんから、概略的にだけお聞きをいたしておきたいと思ひます。御答弁をいただきます。

○重光國務大臣 私もごく簡潔にお答えいたします。韓国、すなわち事案上南鮮になりませんが、韓国との關係は、日本の地理的關係から見ても、特に重要なものと考えて、韓国との關係を正常化するということが、日本にとつて非常に必要である、こう考えております。そうしてそのことは、日本と韓国との間に、いふ交渉、決定すべき問題だと考えております。もちろん国際關係のことでございまして、二国間の關係はその他の国際情勢に非常に響き、また國際情勢が二国間の關係に影響を持つといふことは、當然のことです。アメリカは日韓兩國の間に正常關係ができてくることを非常に希望してゐることは當然のことです。これはアメリカの利益にも合するわけでございまして、日本も日韓關係を正常關係に復したい。しかしそれはアメリカによつてこの關係を正常化するといふよりも、日本と韓国との間に、二国間の交渉によつてこの目的を達したい、私はこう考えておるのでございす。アリソン大使が京城に行つて云々といふお話がありましたが、これはわが方から仲介を頼むといふようなことは一切しておらないのでございす。アリソン大使としては、朝鮮に行つた以上は、朝鮮の側から見た日韓關係についていろいろ先方と意見の交換をしたことは事實のようでございす。しかしながらそれはアメリカの關係でございす。私はさうに考えております。

○久保田(豊)委員 なるほど今の外務大臣の御答弁は……。

○鈴木(善)委員長代理 簡潔に願ひます。

○久保田(豊)委員 一応表面の話としてはそれだけだと思ひます。それ以上は話すべきでない、こういうことになるかも知れませんが、今の現実の韓国とアメリカとの關係、韓国と日本との關係、特に韓国の成立の基礎は御承知の通りであります。私は日本との關係の正常化については、アメリカ側がもう少しはつきりした態度をとることが根本であらうと思ひます。そういう点について、特に緊密な關係を両国に對して持つておるアメリカに對し

て、日本側がいろいろな希望なり要求に基いてこの調整、あつせんをさせるといふことは、これは日本として当然やつていい問題でないかと考えます。ただ向う側の考えによつて、アメリカにまかしておるといふような性質の問題でもなからうと思ふのであります。こういう点について今お答えのやうに、アリソンさんが今度向うに行かれた。それはアリソンさんの考え通りに、日本側の政府と何らの交渉なしに向うでやられたといふようなことはおそろくなからうと思ひますが、これらの点についてもう一回明確な御答弁をいただきますといふことと、さらにもう一つの点は、韓国との關係の正常化といふ問題は、もちろんお骨折りをいただくなければならぬ問題であります。それにしては日本の今までのあらゆる面からの韓国に對しますこの問題の処理が、今各委員からも御指摘がありました通り、あまりに不徹底である。むしろこちらが積極性を持つておるかどうかといふことと、疑われる。過般の會議でも、たとえば日本の漁船を保護すべき海上保安庁の船の配置等につきましても、またその動かし方等についても、決してこれは日本の漁船を積極的にあの公海におきまして守つて参らうといふ態度ではないようでありまして、またそのほか外交交渉におきましても、日本が取り上げようとするれば、いろいろな方策はあらうと思ふ。経済上の諸問題の調整という観点から問題を取り上げてよからうし、あらゆる面があらうと思ひます。そういう国のすべての施策を総合的にやつて、初めて私はこれらの問題がある程度効果を上げてくると思ふ。ところが

さいまし、お話の通りでございま
す。それは努めたいと思つておりま

て交渉に当りたい、こう考えております。

ができないということはどういうわけですか。それは能力がないということじゃ

なたに対して非常に不満なんです。交渉はだれを通じておやりになったか。

やつて、緊急な場合、人道上の問題でもあるし、毎日々々待っているこの状況

ごらんになって、あなたは今ごろお考えになるのは何だ。そのほかに方法があるならばやりなればいい。なければ、全国民の要望なんだから、さう向うに行つて、おれはぜひともこの問題で交渉したいとおっしゃるのが当りまえじゃないですか。今から考へてゐるという態度は何ですか、竹島の問題とか領土の問題ならば、また別個の問題であるけれども、この問題はどこの世界に発表しても悪い問題じゃない。考へてゐるとは一体何です。さうさくあなたが行つて――まず行つて具体案を作るのはあなたの仕事じゃないか。東京で考へなくたって、実行に移さないよ。それじゃ考へるといふのは、どういふ構想があるかおっしゃい。これもある、これもある、これもある、二つや三つおありだろうから、ここでおっしゃい。答弁。

○重光国務大臣 それは、さうな方法について十分に考へをいたします。考へた上で行つて移したいと思ひます。

○松野委員 御考慮はたびたび聞いてゐる。御考慮じゃ承知できないから、今日この状況なんだ。こういうことも考へたい、こういうことも考へたいといふことをおっしゃればいい。私は一々あげを足として責任を問うのじやない。おそろくあなたの頭にはあるだろうけれども、全国民には何もわかつてゐない。その態度が官僚的外交だといわれても仕方がない。お宅の方の政略の公約にも出てゐるじやないか。東南アジアとの善隣、そのために最も有効な外交の回復をするといふことは、あなたの外交方針にもあるし、党の公約にもあるし、それで選挙を戦つ

てきたのじやないか。今日のこの答弁は何だ。考へておる考へておると、盛んに考へておるといふことを言われておるが、じやなぜ選挙のときに考へておるといふことを言わないのか。これは全国民に対する非常な不信ですよ。これもやつた、これもやつたが失敗したというなら、われわれもそれを打開するように導いていく立場にあるから、協力する。こんなものは党派を越えての語です。一つずつおっしゃいなさいよ。そうしてわれわれの協力が必要なら、いつでも国会全員協力する。これが世間というわが党の明るい外交方針なんです。一つくらいおっしゃいなさい。これもやつたが失敗した。韓国の大使にあなたがどこで会つて、どういふ交渉をしたという話くらいしなれば、この問題は解決しませんよ。具体的な話をなさい。私は声が大きいけれども、あえてあなたをおどかしておる意味じゃない。これは私は熱心なんだ。一つずつおっしゃいなさい。

○重光国務大臣 今お話しした通りに、われわれは日韓関係を正常化したいといふ、それは初めからの、選挙の公約も何も、あらゆる努力をして実行したい、こう思つておるのではありません。その経路については、先ほど御説明申し上げた通りであります。しかしそれならば、今外務大臣が向うへ行つて、向うの政府とこれを交渉するといふことは、今申し上げる段取りではない、こういうことを申し上げておるのではありません。これは当然のことだ。ろうと私は思ひます。しかしいろいろなことについて、最も効果的な方法を考へなければならぬ、こう私は申し上げておるのであります。まだいい方法

があるかもしれない、先ほどのお話の民間団体を出すといふことも一つの方法でありましょう。あらゆる手を尽くさなければならぬと思つております。さうなことを十分検討する猶予は与えていただきたい、こう思うのであります。

○松野委員 猶予の問題は、もう時期はすでに過ぎておる。民間代表の話は、もう重光外交は不信だ、民間代表でも送らなければだめだといふ意向が強いのです。あなたの立場は適当なもので、あなたは李承晩ラインを認めておるのか、認めてないならば、なぜ重光ラインでもお作りにならないのか。あなたは李承晩ラインは勝手に黙認しておきながら、交渉はそのままほうっておく、これで交渉が解決するか。何が解決するんですか。こんな問題なら、もう時期は過ぎておる。できないなら、できないからよろしく国民に頼む、国会に頼む、これも一つの方法だろう。あなたのようによ柔不剛の今日の外交では、大きな失敗もするだろうけれども、まずあなたが最初に直接会つて交渉の糸口をつけることは、これはもう今日の世間の常識じやないか。東南アジアの方のA.A.会議には、政府も熱心で、政府代表が行かれた、それよりもっと緊迫したこの問題になぜ政府代表を出しにしないか、なぜあなたが自分で行かれないか。おれが行かぬでももっといい具体案があるからこれで行なうといふなら、その具体案を出しなさい。それ以外に何の解決する道があるか。もう考える時期は過ぎております。どうです。

○重光国務大臣 御趣旨のあるところを十分に私は伺ひます。

○松野委員 御趣旨があるならば、あなたはおやりになるのです。この問題を無視するの、おやりになるのか、どつちです。行かれますか。糸口がつかなければ、いよいよ自分で乗り込んでいく決心があるのですか。善処する善処するという政治的言葉では解決できない。絶対に行くのか行かないのか、どつちなんです。あいまいな答弁は、今日ではもう必要なんです。わかりませんならわかりません。善処しますでは、今日の状況はもうだめなんです。

○重光国務大臣 十分伺つておきます。

○鈴木(善)委員長代理 この際、田口長治郎君より発言を求められております。これを許します。

○田口委員 私は、この際韓国抑留漁民早期送還対策等に関する件につきまして、各派共同をもつて本会の決議をいたしたいと思ふその動議を提出するものでござります。

理由につきましては、ただいままでの質疑応答によつてはつきりしておりますから、案文を朗讀いたします。

韓国抑留漁民の早期送還対策等に関する件

現在韓国によつて、李ライン侵犯のあとで昭和二十九年七月以来拿捕抑留されてゐる本邦の漁船乗組員は、二七六名に上つてゐるが、そのうち韓国側の一方的裁判によつて休刑を課せられ、既に刑期を終えて釈放された者及び未成年者約一〇〇名すら未だ送還されてゐない。然も仄聞するところによれば、悲惨極まる抑留生活を續けておる由である。これは

国際法上の違反であるのみならず、人道問題上許すべからざる事である。

よつて政府は、速かにこれが解決のため適当な措置を講ずべきである。右決議する。

どうか皆さんにお諮り願ひたいと思ひます。

○鈴木(善)委員長代理 ただいまの田口君の提案に關し、御意見があれば發言を許します。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木(善)委員長代理 御意見がなければお諮りいたします。田口君提案の韓国抑留漁民の早期送還対策等に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木(善)委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

なお本件の議長に対する報告並びに政府に対する送付等については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木(善)委員長代理 それではさう取り計らいます。

○鈴木(善)委員長代理 今澄委員。

○今澄委員 私は水産庁の長官に二、三点お聞きをしたいと思ひます。かような李承晩ラインの問題等々でわが日本の中国、九州以西の漁業は非常に苦難に當面をいたしておるわけであります。日本のこれらの漁業に対する水産庁のやり方は、その生活難に對しても非常に傍觀的な態度で、われわれまことに見ておれないのであります。今日その一例をあげてみると、中型まき網

漁業等においても非常に問題が出ております。李承晩ラインに伴うこれらの問題について、水産庁が何らかの措置をおとりになっておるかどうか。なおこれらの中型漁業に対して漁場の問題等非常に紛争を生じておるが、どういう態度をおとりになっておるのか、御答弁を願いたいと思います。

○前谷政府委員 ただいまのお話のように、李承晩ラインによる関係業者の困難は御指摘の通りであります。この点に關しましては、御承知のように拿捕漁船に対しましては特殊保険を講じますと同時に、また船員に対しましては給与保険の制度を実施しておる次第でございます。そのほか一般的に漁業転換を促進するように努力いたしております。しかし御指摘のように、その漁業転換につきましてはなかなか困難な点がございます。今年度におきましては新たに新漁場開発の費用をとりまして、まき網につきましても新漁場開発等を予定して準備を進めておる次第であります。なお現在のまき網に対する漁場の紛争が御承知のようにあるわけでありまして、この点につきましては非常に困難な問題であります。と申しますのは関係業者の意見がいろいろ対立しておりますので、その点検討いたしておる次第であります。

○今澄委員 それでは私は時間がないから一問でやめますが、日本の国内におけるこれらの問題は、やはり当農林委員会で一応これを明らかにして、そして天下の世論に訴え、水産庁のやり方を批判する必要があると思うが、今日は法案を前にして時間がないから詳細な質問は次回に譲ります。だが、これらの中型まき網に対して今転換の操

業を許しております。これに後期の操業を許すかどうか、これらの問題は政治問題として予算委員会に取り上げたいたいと思います。水産庁はこういう問題が大きな政治問題とならぬ間に理論と、実際的な解決を尊重せられるならば、この問題について態度をおきめ願いたいと思います。これらのいろいろな情勢については長官はすでに御承知の通りであると思いますが、この中型まき網漁業に対する転換の問題について、水産庁長官はどういう考え方をしているのでしょうか、一つ答弁をお伺いして私は質問を留保し、他の機会に申したいと思ひます。

○前谷政府委員 この点につきましては、御指摘の点はおそらく鳥取、島根の問題だと思ひますが、これは御承知のように各方面の関係するところも非常に多々ございますし、また完全に意見の違ひもございますので、水産庁といたしましてはそういう意見を十分聞きまして、慎重に検討いたしておる次第でございます。

○鈴木(善)委員長代理 暫時休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十年七月二十一日印刷

昭和三十年七月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局